

## 議案第4号

### 財産の取得について

土地を次のとおり取得する。

平成28年2月22日提出

新居浜市長 石川 勝行

- 1 土地の位置、地目及び面積
  - (1) 位置 新居浜市観音原町甲957番1 外12筆
  - (2) 地目 畑、宅地、山林、原野
  - (3) 面積 16,943.66平方メートル
- 2 取得の目的 内陸型工業用地
- 3 取得価格 2億9,038万8,010円
- 4 契約の相手方 東京都千代田区大手町一丁目3番2号  
住友林業株式会社  
代表取締役 早野 均

### 提案理由

内陸型工業用地として取得するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
(抜 粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければなら  
ない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買  
入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係  
るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

# 位置図

